

大和市告示第80号

大和市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱及び大和市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年4月26日

大和市長 大 木 哲

大和市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱及び大和市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する要綱

(大和市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部改正)

第1条 大和市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱(平成21年大和市告示第86号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「200,000円」を「400,000円」に、「800,000円」を「1,600,000円」に改める。

第6条第1項中「受講開始日」を「受講開始」に改め、同条第2項中「受講開始日」を「受講開始の日」に改める。

第12条第1項中「(以下「照会」という。)」を削る。

(大和市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部改正)

第2条 大和市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱(平成21年大和市告示第87号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「(以下「照会」という。)」を削る。

附則第2項の前の見出し中「令和3年度」の次に「又は令和4年度」を加え、同項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附則第3項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公表の日から施行し、第1条の規定による改正後の大和市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱(以下「改正後の訓練給付金要綱」という。)第4条第1項の規定は、令和4年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の訓練給付金要綱第4条第1項の規定は、適用日以後に修了する対象講座(改正後の訓練給付金要綱第3条に規定する対象講座をいう。以下同じ。)について適用し、適用日前に修了

した対象講座については、なお従前の例による。